

# 香美市一般廃棄物処理基本計画【概要版】

令和8年3月 香美市

## I. 計画策定の基本的事項

### 1. 計画の趣旨

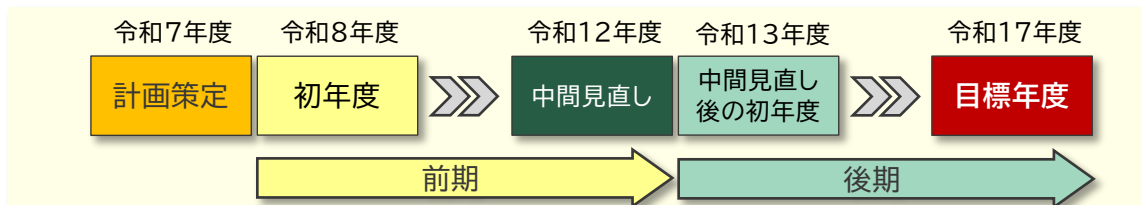
#### (1) はじめに

香美市（以下「本市」という。）では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項の規定により平成28（2016）年2月に策定した「香美市一般廃棄物処理基本計画」（以下「現行計画」という。）に基づき、市民と共に新しいごみ処理システムづくりを推進してきました。

その後、令和元（2019）年10月に、「食品ロスの削減の推進に関する法律」、令和4（2022）年4月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行されました。また、令和2（2020）年には、政府は令和32（2050）年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言しました。さらにサーキュラーエコノミー（循環経済）への移行、海洋プラスチック問題等、世界的に環境問題に対する意識が急激に高まっており、「持続可能な開発目標」（以下、「SDGs」という。）の目標に位置づけられるような法律や取組が進められています。

これらの社会情勢や国・高知県の動向を踏まえて、更なるごみの減量・資源化と、市民の利便性向上を図ることを目的とし、令和8（2026）年度から令和17（2035）年度までの10年間を計画期間とする「香美市一般廃棄物処理基本計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

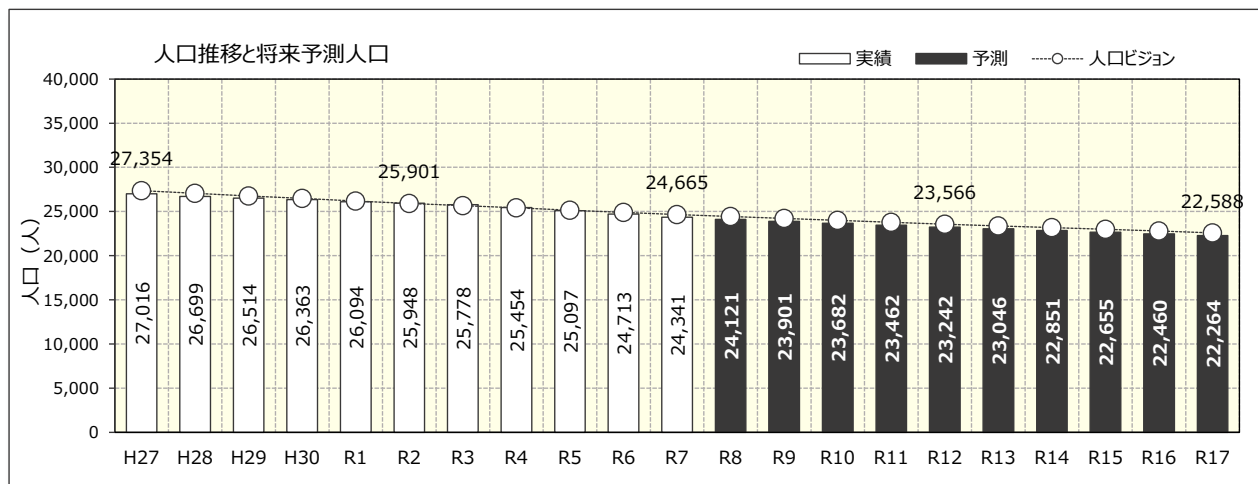
#### (2) 計画期間



### 2. 人口動態と将来人口

本市の人口は減少傾向にあります。本計画における本市の将来人口は、「香美市人口ビジョン」の将来推計人口と令和7年度の実績値より推計し、令和17年度には22,264人と推計します。

図1 本市の人口と世帯数の推移及び将来人口



## Ⅱ. ごみ処理基本計画

### 1. 本市の現状とごみ処理の動向

#### (1) 本市のごみ処理について

本市のごみ処理体系を図2に示します。

本市の家庭系ごみは表1に示す分別区分を概ねステーション方式で分別収集しています。

図2 ごみ処理体系

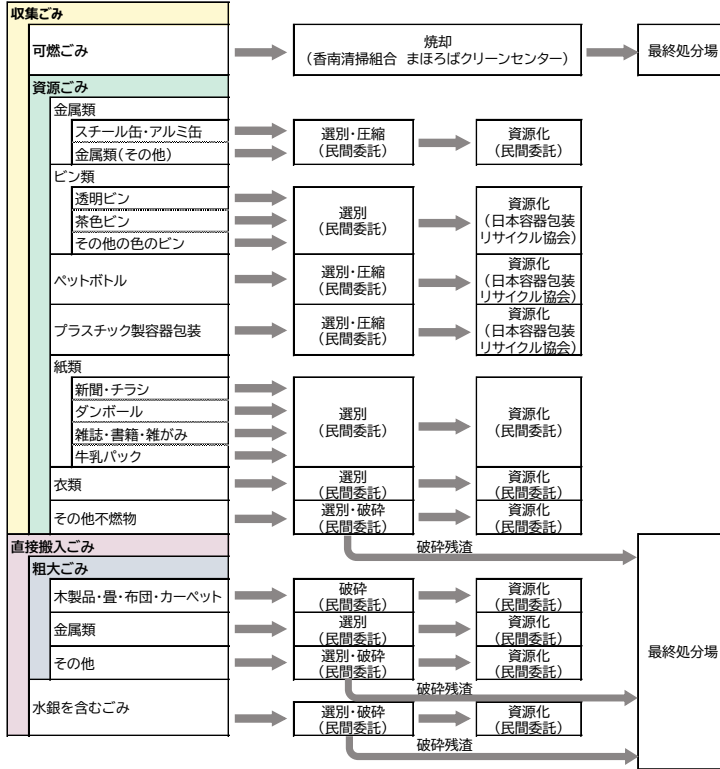


表1 家庭系ごみの分別収集区分

| 区分                                    |  | 土佐山田町  | 香北町・物部町 |
|---------------------------------------|--|--------|---------|
| 可燃ごみ                                  |  | ○      | ○       |
| 資源ごみ                                  | 金属類  | ○      | ○       |
|                                       | アルミ缶・スチール缶<br>※飲料用の缶   | ○      | ○       |
|                                       | 金属類(その他)   | ○      | ○       |
|                                       | ビン類  | ○      | ○       |
|                                       | 透明ビン<br>(食品用・<br>飲み薬用)   | ○      | ○       |
|                                       | 茶色ビン   | ○      | ○       |
|                                       | その他色のビン  | ○      | ○       |
|                                       | ペットボトル   | ○      | ○       |
|                                       | プラスチック製容器包装  | ○      | ○       |
|                                       | 紙  | ○      | ○       |
| 新聞・チラシ                                | ○  | ○      |         |
| ダンボール                                 | ○  | ○      |         |
| 雑誌・雑がみ                                | ○  | ○      |         |
| 牛乳パック                                 | ○  | ○      |         |
| 衣類                                    | ○  | ○      |         |
| その他不燃物                                | ○  | ○      |         |
| 家電4品目<br>(テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機) | 引取り義務有り(家電リサイクル法対象品)<br>リサイクル料金・収集運搬料金を支払い、小売業者に引取り依頼<br>引取り義務なし<br>リサイクル料金・収集運搬料金を支払い、市役所へ持込みか、家電リサイクル券システム導入店に引取りを依頼。またはリサイクル料金を支払い指定引取場所に持参 |        |         |
| 粗大ごみ                                  | 直接搬入   | 直接搬入   |         |
| 水銀を含むごみ                               | 蛍光灯  | 拠点回収のみ | ○及び拠点回収 |
|                                       | 乾電池  | 拠点回収のみ | ○及び拠点回収 |
|                                       | 温度計・体温計・鏡  | 拠点回収のみ | ○及び拠点回収 |

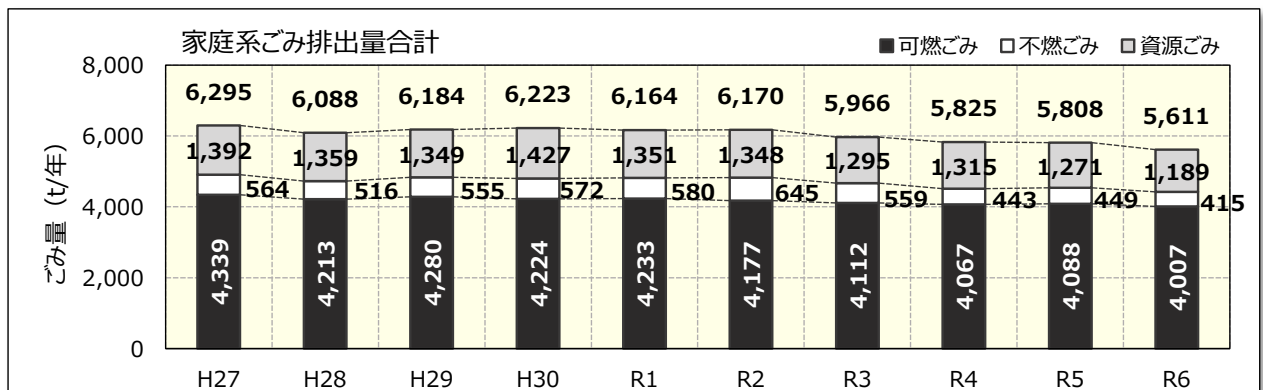
○：ステーション方式での収集

### 2. ごみ排出量、ごみ処理量の推移

#### (1) 家庭系ごみ排出量の推移

平成27年度から令和2年度までは増減を繰り返しながら推移していましたが、令和2年度以降は減少傾向にあります。最も多い平成27年度の6,295t/年と比較して、令和6年度は5,611t/年と約11%減少しています。

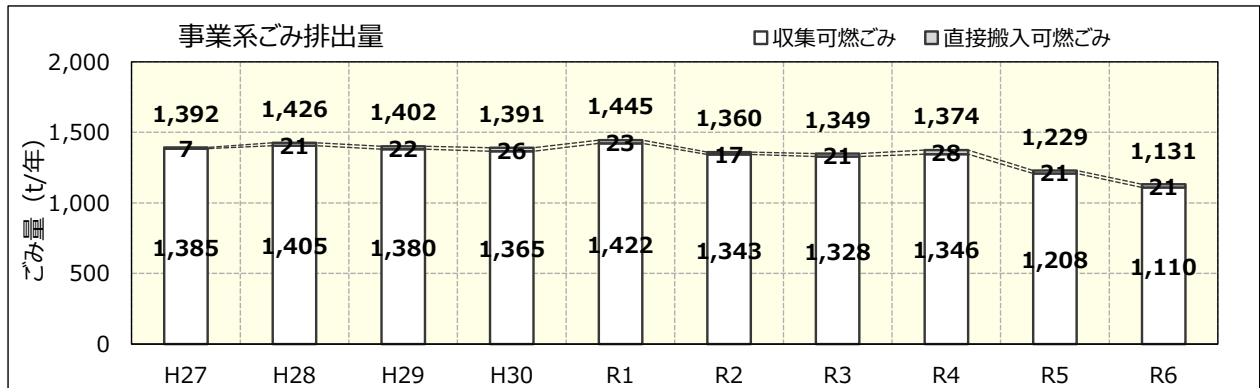
図3 家庭系収集ごみ排出量合計の推移



## (2) 事業系ごみ排出量の推移

事業系ごみのほとんどが収集可燃ごみとなっています。総量は令和4年度までは横ばいに推移していましたが、令和4～令和6年度は減少傾向にあり、最も多い令和元年度の1,445t/年と比較して、令和6年度は1,131t/年と、約22%減少しています。

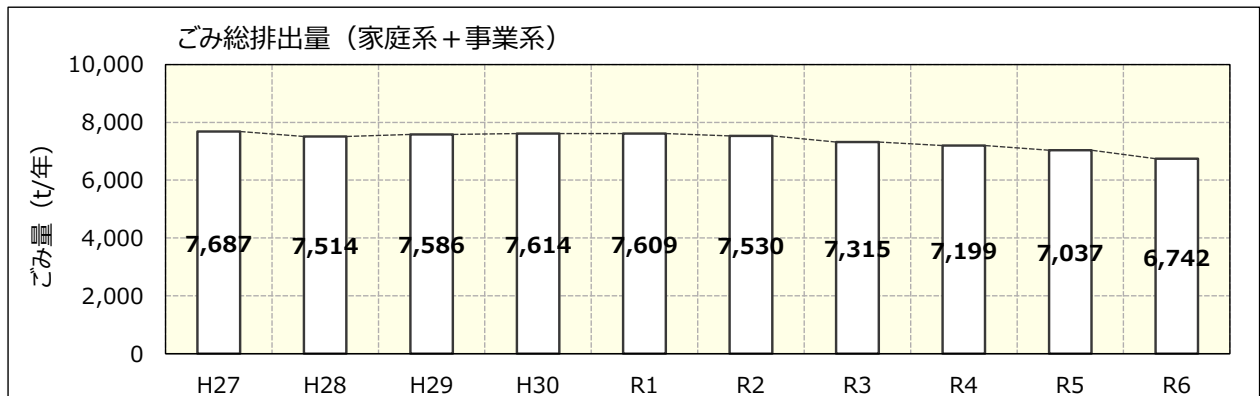
図4 事業系ごみ量の推移



## (3) 本市のごみ総排出量

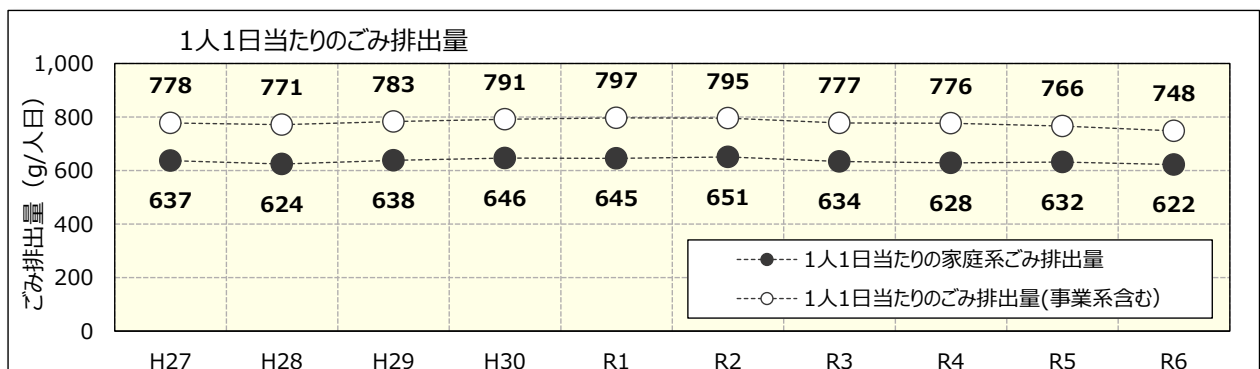
平成29年度から平成30年度にかけてはごみ総排出量が増加していますが、令和元年度以降は減少傾向にあり、最も多い平成27年度の7,687t/年と比較して、令和6年度は6,742t/年と、約12%減少しています。

図5 ごみ総排出量の推移



1人1日当たりのごみ排出量（事業系をのぞく）は令和2年度を、1人1日当たりのごみ排出量（事業系を含む）は令和元年度をピークに概ね減少傾向にあります。

図6 1人1日当たりのごみ排出量の推移



#### (4) 資源化量及び最終処分量の推移

ごみ排出量が減少するとともに、資源化量も減少傾向にあります。一方、リサイクル率は過去10年間で概ね横ばいで推移しています。

図7 焼却処理量と資源化量の推移

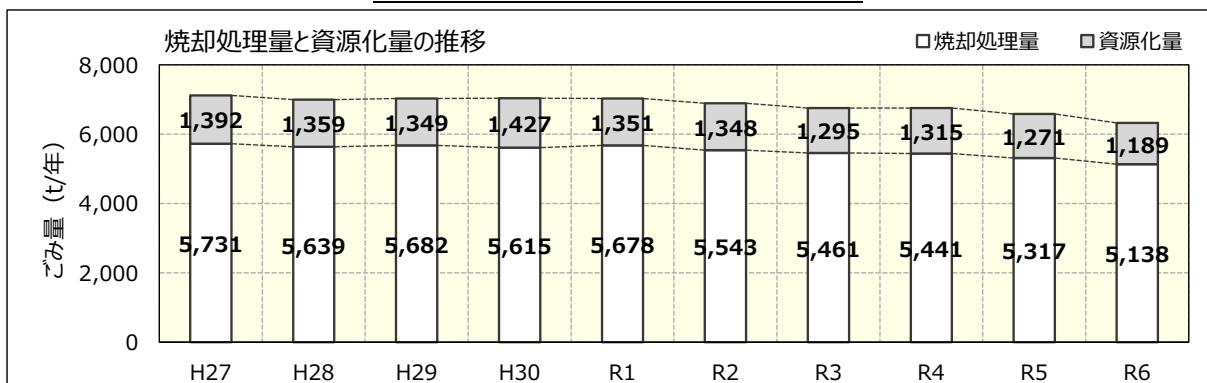
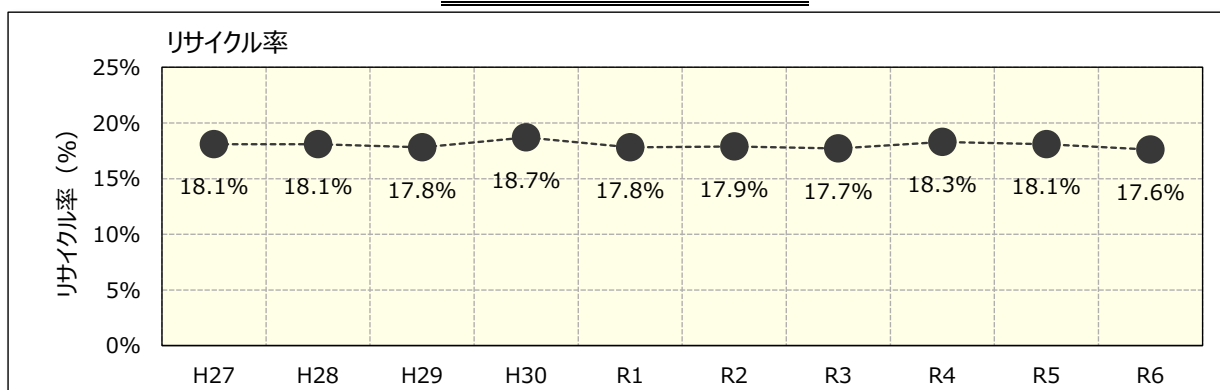
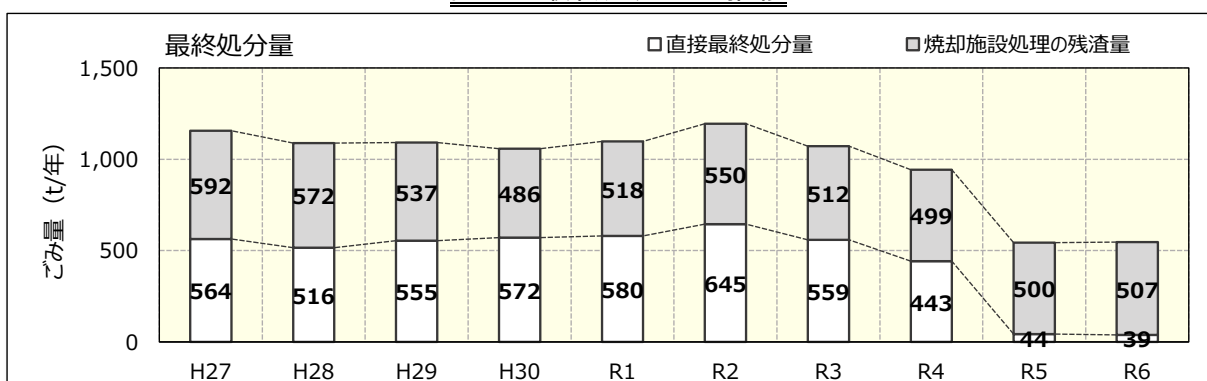


図8 リサイクル率の推移



直接最終処分量は令和2年度以降では減少傾向となっています。なお、令和5年度に集計方法を変更したため、直接最終処分量が減少しています。

図9 最終処分量の推移



### 3. 現行計画の総括

#### (1) 目標達成状況と実績値

現行計画における目標達成状況は表2に示すとおりです。

4つの項目のうち②リサイクル率が未達成となっています。

表2 数値目標の達成状況

| 項目                | 単位   | 令和6年度 |      | 現行計画目標値<br>(令和7年度) | 令和7年度の<br>目標達成まで  |
|-------------------|------|-------|------|--------------------|-------------------|
|                   |      | 実績値   | 達成状況 |                    |                   |
| ①ごみ総排出量           | t/年  | 6,742 | 達成   | 6,904              | 162t/年<br>下回って達成  |
| ②リサイクル率           | %    | 17.6  | 未達成  | 20.0               | あと2.4ptの<br>増加が必要 |
| ③最終処分量            | t/年  | 546   | 達成   | 940                | 394t/年<br>下回って達成  |
| ④1人1日当たりの家庭系ごみ排出量 | g/人日 | 622   | 達成   | 645                | 23g/人日<br>下回って達成  |

## (2) 課題の抽出

### ① 国・高知県との比較

■1人1日あたりのごみ排出量(事業系、資源ごみのぞく)の国・高知県と本市を比較すると、本市は高知県全体よりは少なく、国全体よりは15g/人日多い。

### ② リサイクル率について

■リサイクル率は横ばい傾向にあり、リサイクル率を上げることは難しくなっている。これは、ごみ総排出量が減少していく中で、資源ごみ排出量も減少しており、国全体でも同様の傾向を示している。

今後はリサイクル率を上げることも、ごみ排出量全体を減らし、分別を徹底して可燃ごみに混入している資源物を減らすことが重要である。また、プラスチック資源循環促進法の施行にあわせて、プラスチック類削減に向けた取組を進めるとともに、プラスチック使用製品廃棄物についても分別・再資源化を検討する必要がある。

### ③ 収集・運搬について

■本市の家庭系ごみの収集・運搬は、本市が委託した業者で行っている。現在は、地区ごとに収集回数が異なることや、ごみステーションの数や設備の差などがある。今後は、さらに人口やごみ排出量が減少していくことが予想され、効率的・経済的な収集・運搬体制を検討する必要がある。また、安定的なごみ処理を維持していくために、収集運搬処分手数料(指定ごみ袋等)についても検討する必要がある。

### ⑥ 最終処分について

■本市では、1箇所の最終処分場を有しており、不燃ごみ、粗大ごみの埋立処分を行ってきたが、現在は休止中である。なお、香南清掃組合ごみ焼却施設で発生する焼却残渣は、全て民間の最終処分場に埋立処分されている。

次期最終処分場が供用開始するまでは、最終処分はすべて民間委託で行う。最終処分量の削減を推進するとともに、次期最終処分場の計画的な整備についても検討する必要がある。

### ④ 食品ロス削減について

■高知県では、令和4(2022)年3月に「高知県食品ロス削減推進計画」を策定し、県民が食品ロスの現状や課題を認識し、その削減に向けた行動変容につなげる取組を進めている。

高知県民1人1日当たりの家庭系食品ロス量は50.2g/人日で国全体よりも6.5g少なく、高知県民1人1日当たりの事業系食品ロス量は32.5g/人日で国全体よりも34.6g/人日少なくなっている。また、食品ロス問題についての認知度も高知県では90.2%が食品ロス問題について「よく知っている」「ある程度知っている」と答えており、国の調査よりも認知度が高い結果となっている。

本市においても、毎年10月を食品ロス削減月間とし広報等による啓発や、ホームページ上で食品ロスを減らすためのごみ減量の啓発等を進めているが、社会情勢にあった食品ロスの削減に向けた取組を加速化する必要がある。

### ⑤ リチウム蓄電池の廃棄について

■モバイルバッテリーや小型扇風機等に使用されているリチウム蓄電池は、可燃・不燃ごみに混入して発火する可能性がある。ごみ処理施設やごみ収集車の火災は、ごみ処理に支障をきたし、作業員や周辺住民の方に被害が及ぶ危険性がある。

本市では、これらは市内のリサイクル協力店で回収をしているが、引き続き、周知の徹底や啓発が必要である。

## 4. 計画の目標

### (1) 本市が目指す将来像

美しく豊かな自然に生まれ、共に支えあう  
進化する自然共生文化都市・香美市

(2) 計画推進の基本的考え方

図10 計画推進の基本的な考え方

市民、各種団体、事業者、行政が、それぞれの担うべき役割を責任もって果たし、また連携して取り組むことで、ごみの減量、資源化、適正処理を行います。

市民

- ごみを出さない暮らしの実践  
(再使用を心がける、分別の徹底、水切りの徹底)
- 食品ロスを減らす取組の実践

各種団体(自治会等)

- 地域でごみのことを考える
- 地域からメッセージを発信する
- 地域でできることを実践する

事業者

- 作ったものや売ったものから発生したごみの処理に責任を持つ
- 事業系ごみをルールに従って処理する

行政

- 収集・運搬体制等の整備・拡充
- ごみ減量や水切りの啓発活動
- 食品ロス削減を推進する取組
- 事業者として循環型社会推進に配慮した事業活動

(3) 数値目標

目標値を設定する項目及び目標値とともに注視するモニタリング指標と令和17年度の目標値を表3のとおり設定します。

表3 目標項目とモニタリング指標

| 項目       |                              | R6 年度実績値 | R17 年度目標値 |
|----------|------------------------------|----------|-----------|
| 目標       | ① 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量のうち可燃ごみ排出量 | 444g/人・日 | 396g/人・日  |
|          | ② 1人1日当たりのごみ排出量(事業系含む)       | 747g/人・日 | 706g/人・日  |
| モニタリング指標 | ③ 最終処分量                      | 546トン/年  | 446トン/年   |
|          | ④ リサイクル率                     | 17.6%    | 18.3%     |

図11 1人1日当たりの家庭系可燃ごみの排出量の目標値

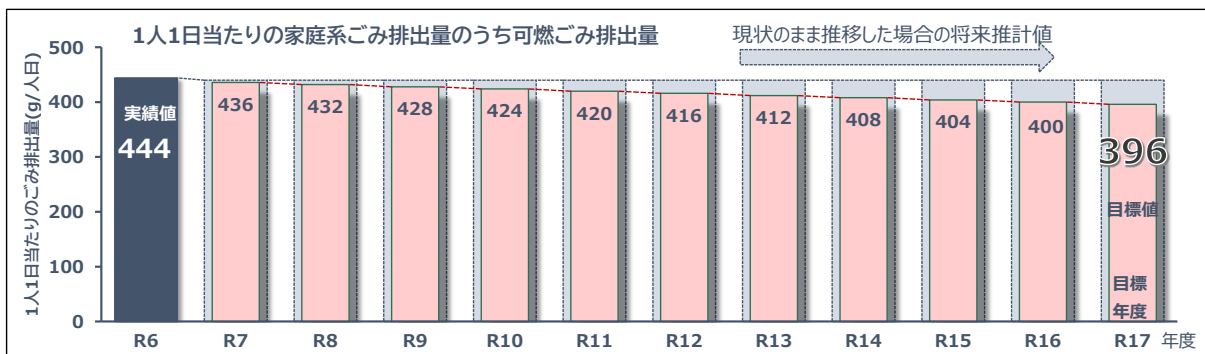


図12 1人1日当たりの総ごみの排出量の目標値

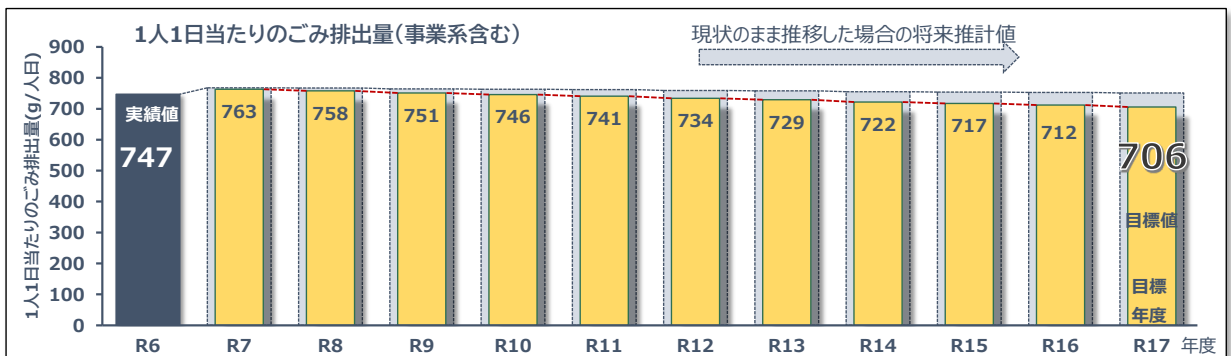


図13 目標値を達成した場合の最終処分量

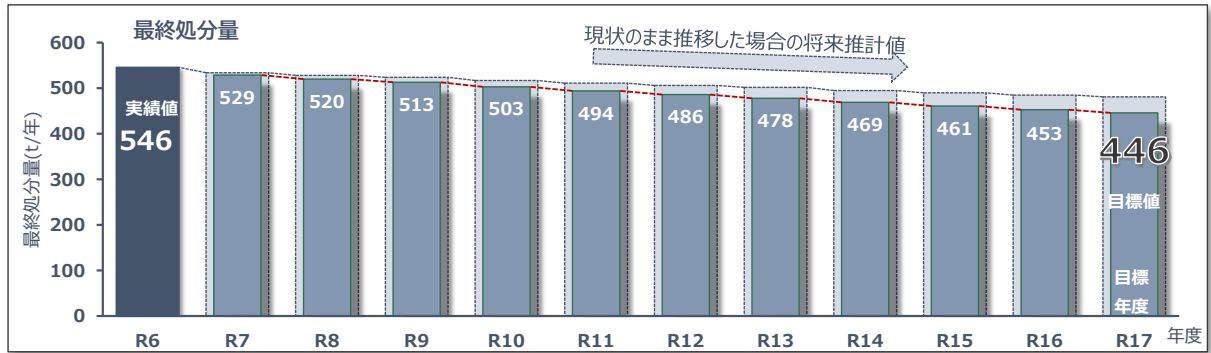
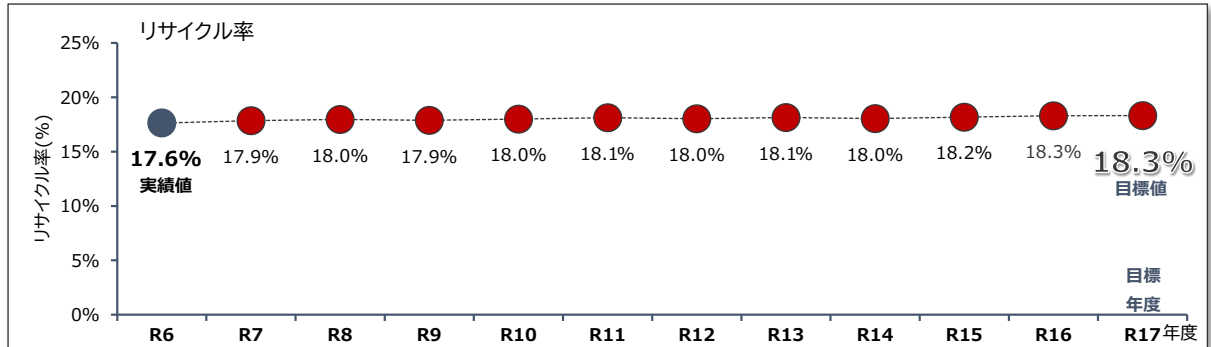


図14 目標値を達成した場合のリサイクル率



## 5. 目標達成のための基本施策

|  |                        |
|--|------------------------|
| 基本方針1：発生抑制 「ごみを減らす、出さない、ごみにしない」                |                        |
| No.1 生ごみの水切り・減量を推進します                          | No.2 食品ロスの削減を推進します     |
| 基本方針2：資源化促進 「ごみも資源、きちんと分別、資源は燃えるごみに入れない」       |                        |
| No.3 プラスチック製容器包装に加え、プラスチック使用製品の資源化及び分別回収を検討します |                        |
| No.4 紙ごみの分別の徹底                                 | No.5 プラスチック製容器包装の分別の徹底 |
| No.6 リチウム蓄電池の分別、適正処分の周知徹底                      | No.7 資源物の分別の強化         |
| No.8 再利用の促進                                    |                        |
| 基本方針3：適正処理「安心・安全なごみ収集・処理、適正な処理」                |                        |
| No.9 一般廃棄物処理手数料の見直し検討                          | No.10 ごみの戸別収集の周知       |
| No.11 人口減少に伴う効率的な収集・運搬体制の検討                    | No.12 不法投棄対策と環境美化の推進   |
| No.13 次期最終処分場整備の検討                             |                        |

## 6. 計画の推進

### ●組織体制

- ①パートナーシップによる計画の推進  
「廃棄物減量等推進審議会」を組織し、行政とのパートナーシップにより計画推進のための各種取組の推進や市民・事業者への普及啓発活動について審議する。
- ②行政内組織の相互連携による計画の推進  
関連部署の相互の連携を強化し、施策を総合的・計画的に推進する。
- ③広域的な連携による計画の推進  
多様な主体との広域的な連携を図り、計画を推進する。

### ●進行管理

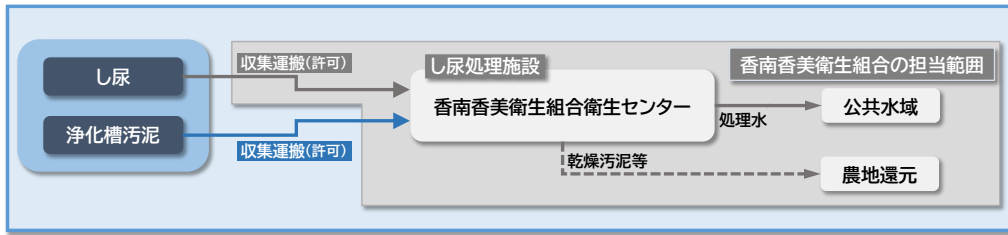
- 持続可能な社会の実現を目指して設定した数値目標を達成するために、数値目標や各施策、取組の管理指標を用いて進捗状況の把握・評価を行政自らが行う。
- ①進行管理システムの構築
  - ②進捗の公表

# Ⅲ. 生活排水処理基本計画

## 1. 生活排水処理の現状

### (1) 生活排水の処理フロー

図15 生活排水の処理フロー



## 2. 生活排水処理基本計画

### (1) 生活排水の処理計画

表4 生活排水処理の目標

|         | 現在<br>(令和6年度) | 中間目標年度<br>(令和12年度) | 目標年度<br>(令和17年度) |
|---------|---------------|--------------------|------------------|
| 生活排水処理率 | 58.4%         | 68.8%              | 72.1%            |

表5 生活排水処理形態別人口の将来予測

| 区分                | 単位   | 予測     |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |
|-------------------|------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
|                   |      | R7     | R8     | R9     | R10    | R11    | R12    | R13    | R14    | R15    | R16    | R17    |
| (A) 計画処理区域内人口     | 人    | 24,341 | 24,121 | 23,901 | 23,682 | 23,462 | 23,242 | 23,046 | 22,851 | 22,655 | 22,460 | 22,264 |
| (B) 水洗化・生活雑排水処理人口 | 人    | 14,746 | 15,254 | 15,437 | 15,618 | 15,799 | 15,979 | 16,163 | 16,346 | 16,247 | 16,148 | 16,047 |
| ①合併処理浄化槽人口        | 人    | 4,641  | 4,646  | 4,650  | 4,654  | 4,656  | 4,658  | 4,664  | 4,669  | 4,673  | 4,677  | 4,679  |
| ②公共下水道人口          | 人    | 10,014 | 10,518 | 10,698 | 10,877 | 11,057 | 11,236 | 11,416 | 11,595 | 11,494 | 11,393 | 11,292 |
| ③農業集落排水施設人口       | 人    | 91     | 90     | 89     | 87     | 86     | 85     | 83     | 82     | 80     | 78     | 76     |
| ④単独処理浄化槽人口        | 人    | 228    | 225    | 223    | 221    | 219    | 217    | 215    | 214    | 212    | 210    | 208    |
| ⑤し尿収集人口           | 人    | 9,091  | 8,369  | 7,970  | 7,575  | 7,178  | 6,783  | 6,407  | 6,032  | 5,939  | 5,848  | 5,757  |
| ⑤自家処理人口           | 人    | 276    | 273    | 271    | 268    | 266    | 263    | 261    | 259    | 257    | 254    | 252    |
| ⑥計画処理区域外人口        | 人    | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      |
| 生活排水処理率(B/A)      | %    | 60.6%  | 63.2%  | 64.6%  | 65.9%  | 67.3%  | 68.8%  | 70.1%  | 71.5%  | 71.7%  | 71.9%  | 72.1%  |
| し尿収集量             | kL/年 | 7,365  | 6,780  | 6,474  | 6,137  | 5,815  | 5,495  | 5,205  | 4,887  | 4,811  | 4,738  | 4,677  |
| 浄化槽汚泥収集量          | kL/年 | 4,945  | 4,946  | 4,960  | 4,947  | 4,946  | 4,945  | 4,960  | 4,950  | 4,950  | 4,950  | 4,961  |

### (2) 生活排水処理施設の整備計画

表6 施設整備計画の概要

| 施設名          | 計画処理区域           | 計画処理人口  | 整備予定年度        |
|--------------|------------------|---------|---------------|
| 逆川農業集落排水処理施設 | 逆川処理区（土佐山田町）     | 470人    | 平成19年度～平成23年度 |
| 流域関連公共下水道    | 浦戸湾東部処理区（土佐山田町）  | 10,870人 | 昭和58年度～令和12年度 |
| 特定環境保全公共下水道  | 美良布処理区（香北町）      | 1,600人  | 平成7年度～令和12年度  |
| 合併処理浄化槽      | 集合処理施設以外の行政区区域全域 | 745人    | 令和4年度～令和8年度   |

### (3) し尿・浄化槽汚泥処理計画

|   |  |   |
|---|--|---|
| <p>●<b>収集・運搬計画</b><br/>【収集・運搬に関する目標】<br/>収集量に応じた適正な収集運搬体制の構築により、安定したし尿・浄化槽汚泥処理を行っていくこと。</p> | <p>●<b>中間処理計画</b><br/>【中間処理に関する目標】<br/>し尿、浄化槽汚泥の処理は従来の体制を引き続き維持する。</p> | <p>●<b>汚泥処理計画</b><br/>【最終処分に関する目標】<br/>し尿の焼却残渣は、農地還元することを目標に、土壌改良材等として資源化を図る。</p> |
|---|--|---|

### (4) その他

|   |   |
|---|---|
| <p>●<b>市民に対する広報・啓発活動</b><br/>生活排水対策の必要性、浄化槽管理の重要性等について、市民への周知を図るため、定期的な広報・啓発活動を実施。等</p> | <p>●<b>地域に関する諸計画との関係</b><br/>公共下水道計画等、地域の生活排水関連施設整備計画との整合性を図り、し尿および浄化槽汚泥の適正処理のための方策を講じる。等</p> |
|---|---|